

大府市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

愛知県大府市議会議長 早川 高光

## 大府市議会規則第2号

### 大府市議会傍聴規則の一部を改正する規則

大府市議会傍聴規則（昭和48年大府市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車いす席」を「車椅子席」に改める。

第3条第1項中「議会の議事」を「会議」に、「受け、係員の指示に従って静粛に傍聴しなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第4条中「傍聴券は、退出の際」を「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを」に改める。

第5条第1項第2号中「車いす席」を「車椅子席」に改め、同条第2項中「傍聴人が前項の」を「一般傍聴人が前項各号に掲げる」に、「以後の傍聴人の傍聴を拒絶する」を「傍聴券の交付を受けた者であってもその入場を制限する」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「入ることは」を「入ることが」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」を「刃物」に改め、同項第6号中「又は」を「、又は」に、「認められるものを持っている者」を「認められる者」に改め、同条第2項中「児童」を「小学生以下の児童」に改め、同条に次の1項を加える。

3 犬、猫、鳥その他動物の類を携行している者は、傍聴席に入ることができない。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。

第8条第1号中「対して」を「対し、」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 静粛を旨とし、騒ぎ立てないこと。

第8条第4号中「外とう、えり巻き」を「コート及びマフラー」に、「、ただし、病気を」を「。ただし、傷病、身体の障がい」に改め、同条第8号中「用い、会議の妨害となるような行為をしない」を「携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じる」に改め、同条第9号中「その他議場」を「前各号に定めるもののほか、議場」に、「議事」を「会議」に改める。

第11条を第14条とする。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第13条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

(携帯電話、パーソナルコンピュータ等の使用の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において携帯電話又はパーソナルコンピュータの類を使用してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第12条 議長は、会議を傍聴しようとする者であって、傷病、身体の障がいその他の理由により合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

2 傍聴人は、議長から前項の対応のために協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。